

「写真付き住基カード」はお持ちですか

「写真付き住基カード」は、顔写真のほか、生年月日・性別・氏名・住所が記載されており、顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方には、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書としてご利用できますので、大変便利です。

「写真付き住基基本台帳カード（住基カード）」交付までの流れ

1. 住基カードの申請申請場所

本庁市民課および各出張所

必要なもの

写真1枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景のもので縦4.5cm、横3.5cm）
※本人確認がしにくいと判断させていただいた写真はお断りする場合がありますのでご了承ください。

※デジタルカメラでの撮影を希望される場合は、申請の際にお申し出ください。（ただし、撮影は本庁（成東庁舎）のみとさせていただきます。各出張所では、撮影は行っておりません。）

2. 照会書の送付

申請受付後、住基基本台帳カード交付通知書兼照会書を住所地に送付します。



3. 住基カードの交付

2の照会書が届きましたら、必要事項を記入し、申請した窓口にお越しください。
交付場所 申請した窓口
必要なもの 住基基本台帳カード交付通知書兼照会書（必ず回答書に記入のうえお越しください）、本人確認書類（健康保険証など）、
交付手数料 500円

問 市民課窓口サービス係

☎(80)1141

後期高齢者医療制度の保険料は「年金からの納付」から「口座振替」への変更が選択できます

後期高齢者医療制度の保険料は、原則、年金からの支払い（年金天引き）となっておりますが、申請により口座振替による支払いが可能になります。（保険料の総額は変わりません。）

☆年金天引きから変更すると

所得税・住民税の申告をする際、年金天引きで納付された保険料の「社会保険料控除」が適用されるのは被保険者本人のみです。しかし、ご家族等の口座から振り替えた場合、保険料を納めた方（口座名義人）が「社会保険料控除」の適用を受けることができます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

☆口座振替をご希望の場合は次の順にお手続きください

①金融機関等の窓口にて「口座振替依頼書」の提出

必要なもの 通帳、通帳印等（詳細は各金融機関等にお問合せください）

②市役所本庁または各出張所にて「納付方法変更申出書」の提出

必要なもの 「口座振替依頼書」のお客様控え（金融機関等で受付済みのもの）、印鑑（自動印不可）

※「口座振替依頼書」（郵便局以外）および「納付方法変更申出書」の用紙は市役所本庁または各出張所にあります。

☆手続きはお早めに

1月29日（金）までの手続き分については、4月分の年金天引きが停止となり、7月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。（期限を過ぎて申し出た場合は、変更時期が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。）

問 市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142

肝臓機能障害をお持ちの方へ

・身体障害者手帳の交付についてのご案内

重い肝臓機能障害の方の中で、一定の基準を満たした方を身体障害者と認定し、4月から身体障害者手帳の交付を行うこととなりました。

・自立支援医療（育成医療・更生医療）についてのご案内

肝臓移植を行い、抗免疫治療を受けている方について、肝臓機能障害の身体障害者手帳の交付を受ければ、4月から自立支援医療（育成医療・更生医療）の対象となります。

問 社会福祉課

☎0479(80)8364
☎0479(86)7003